2023年度版

YANMAR

ヤンマー産業用無人ヘリコプター<AYH−3>

総合補償制度のご案内

3つの補償で防除作業の安全・安心をサポート！

1 機体の事故補償

2 賠償責任補償

3 オペレーター・補助作業者の補償

代理店・扱者	引受保険会社
ヤンマー保険サービス株式会社	三井住友海上火災保険株式会社

ヤンマー産業用無人ヘリコプター
（AYH－3）

総合補償制度

1 機体の事故補償（動産総合保険）

補償の内容

産業用無人ヘリコプターの機体に生じた偶然な事故による損害を補償します。

支払限度額

新規購入からの経過年数※に応じて右記の保険金額（支払限度額）を適用します。

※メーカー出荷からの年数です。

初年度	:	1,050万円
2年目	:	945万円
3年目	:	840万円
4年目	:	735万円
5年目	:	630万円
6～10年目	:	525万円
11年目以降		315万円

免責金額

この保険契約および前契約(注)の事故回数を累積し下記のとおり適用します。

1回目の事故につき　30万円

2回目以降の事故につき　100万円

- 機体が第三者に譲渡された後、異なるオペレーターが操縦中に発生した事故は1回目の事故とみなします。
- 2回目以降の支払後、前回事故が取消となった場合、差額を追加支払いします。

（注）この保険契約の保険期間の始期以前に引受保険会社との間で締結していた産業用無人ヘリコプター（YH300、AYH-3またはYF390AX）に関する動産総合保険契約とします。ただし、この保険契約の保険期間の始期と前契約の保険期間の終期との間の期間が37か月を超えている場合は、前契約における事故回数は累積しないものとします。

保険料・縮小支払割合

等級	保険料	削減率※ 不適用特約の保険料	縮小支払割合
－2	376,000円	94,000円	80%
－1	376,000円	94,000円	80%
0	376,000円	94,000円	80%
1	376,000円	94,000円	80%
2	397,000円	99,250円	80%
3	418,000円	104,500円	80%
4	439,000円	109,750円	80%
5（新規）	460,000円	115,000円	80%
5（継続）	600,000円	150,000円	80%
6	740,000円	185,000円	70%
7	880,000円	220,000円	60%
8	1,080,000円	270,000円	50%
9	1,280,000円	320,000円	45%
10	1,480,000円	セット不可	40%
11	1,620,000円	セット不可	35%

※－2等級から9等級の場合、削減率不適用特約により、P2のお支払いする保険金等①～③に記載の削減率支払いを適用しないことができます。

総合補償制度

お支払いする保険金等

損害保険金　＝　（修理費用※1－免責金額）　×　縮小支払割合　×　（1－削減率※2）

※1 修理費用は保険金額（支払限度額）が上限となります。
※2 保険金を削減する場合

	損害	削減率
①	燃料の混合ミスが原因で生じた損害	50%
②	空中散布等の基準で定められた速度・高度を超過したことが原因で生じた損害	30%
③	あらかじめ確認できる障害物(飛行開始時点で飛行区域およびその周辺区域に存在する固着物(木、電線、電柱、建物、土手など))に接触したことが原因で生じた損害	30%

保険金等をお支払いしない主な場合

- **農林水産航空協会で定めた農業利用（産業用無人航空機運用要領）またはそれに準ずる利用以外、日本産業用無人航空機協会が定めた利用（安全基準）以外の飛行によって生じた損害**
- **技能認定資格を有しない者の操縦によって生じた損害**
- **農林水産航空協会認定の定期的な点検整備に合格していない機体の損害**
- 外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害
  ただし、これらの事故によって火災（焦損害を除きます。）または、破裂・爆発が生じた場合は保険金をお支払いします。
- ローター(ブレード)の単独損害(他の部分と同時に損害を被った場合は対象となります。)
- 燃料切れに起因する損害
- 保険の対象の改造に起因して生じた損害（損害を受けた改造箇所の修理費用およびその改造が原因で波及した損害を含みます。）
- 直接であると間接であるとを問わず、保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質によるむれ、かび、変色、変質、さび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損害
- 保険の対象に対する修理・清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害。ただし、これらの事由によって火災または破裂・爆発が生じた場合を除きます。
- 初回購入時以降に購入・装備された装備品に生じた損害（登録番号表示のための機体表示ステッカーを除きます。）
- 詐欺または横領によって生じた損害
- 紛失または置き忘れによって生じた損害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって生じた損害またはこれらに随伴して生じた損害
- 日本国外で生じた事故による損害
- 保険契約者および被保険者が事業者（個人事業主を含む）である場合に、直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃の結果、保険の対象に生じた損害(ただし、火災または破裂・爆発によって保険の対象に生じた損害を除きます。)

等

※上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。
また、ご不明な点については代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

事故の際の連絡方法

ヤンマー保険サービスへ
右記事項をご連絡ください。

1. 事故日時
2. 事故発生場所
3. 事故状況（写真を含む）
4. オペレータ技能認定証（写）

総合補償制度

2 賠償責任補償（ヤンマー産業用無人ヘリコプター賠償責任補償特約）

	賠償責任補償 （基本補償）	特定危険補償特約 農薬散布を行われるお客様は左記基本補償とセットでご契約いただきます。
補償の内容	産業用無人ヘリコプターの所有、使用または管理の不備に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。	産業用無人ヘリコプターの薬剤もしくは鉄コーティング種子の散布作業のミスに起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。
支払限度額	1名につき／1事故につき 身体障害：2億円／5億円 財物損壊：－／2,000万円	1事故につき／保険期間中 身体障害・財物損壊共通：5,000万円／5,000万円
免責金額	1事故につき3万円	1事故につき2万円
保険料	1機につき 25,000円	1機につき 10,000円
お支払いする保険金等	**賠償責任補償および特定危険補償特約共通でお支払いの対象となる損害** ① 損害賠償金 法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。） ② 損害防止費用 事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用 ③ 権利保全行使費用 発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用 ④ 緊急措置費用 事故が発生した場合の緊急措置（他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等）に要した費用 ⑤ 協力費用 引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用 ⑥ 争訟費用 損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用 詳細は商品パンフレットをご覧ください。	

＜事故例＞

○操縦ミスにより落下した機体が歩行者を直撃し、ケガをさせた。

○操縦ミスにより機体が近隣道路に駐車していた他者の自動車に衝突し、自動車を破損させてしまった。

○農薬散布作業中、ドリフトし無農薬作物に農薬がかかり、出荷できなくなった農産物の補償を求められた※。

※漏れた農薬が基準値を超えたこと等の証明が必要です。

総合補償制度

	賠償責任補償	特定危険補償特約 農薬散布を行われるお客様は左記基本補償とセットでご契約いただきます。
保険金等をお支払いしない主な場合	**賠償責任補償および特定危険補償特約共通でお支払いしない主な場合** • 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 • 被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 • 被保険者が、所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 • 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任 • 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 • 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動または騒擾（そうじょう）、労働争議に起因する損害賠償責任 • 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任 • 液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）または固体の排出、流出または溢（いっ）出に起因する損害賠償責任（ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。） • 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任（ただし、医学的、科学的利用または一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ《ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。》の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。） • 施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害賠償責任 • 施設外における船舶または車両（自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっら人力であるものを除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 • 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ、施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任 • 仕事の終了または放棄の後に仕事の結果に起因する損害賠償責任 • 直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害 等	
	賠償責任補償のみでお支払いしない主な場合 • 薬剤もしくは鉄コーティング種子の散布の遂行に起因する損害 等	**特定危険補償特約でお支払いしない主な場合** • 作業が所期の効能または性能を発揮しないことに起因する損害 • 農産物、水産物、植物、土壌ならびに水が有害な成分を含有していることに起因する損害 • 散布する散布物自体の欠陥に起因する損害 • 病害虫の再発生に起因する損害 • 被保険者が故意または重過失によって法令に違反して行った仕事に起因する損害 • 指定された散布物と異なった散布物を散布したことに起因する損害 等
	※上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。 また、ご不明な点については代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。	
事故の際の連絡方法	ヤンマー保険サービスへ下記事項をご連絡ください。 1.事故日時 2.事故発生場所 3.事故状況(写真を含む) 4.オペレータ技能認定証(写) 5.＜身体障害＞　被害者、被害者連絡先、被害状況 6.＜財物損壊＞　被害物、被害物の所有者および連絡先、被害状況	

3 オペレーター・補助作業者傷害保険（団体総合生活補償保険（標準型））

1 補償の概要

契約者が産業用無人ヘリコプターの操縦を委託したオペレーターおよび補助作業者の、産業用無人ヘリコプターを使用する防除作業・練習・それらの補助作業中における、万一の偶然な事故に伴うケガによる死亡・後遺障害、入院、手術、通院を補償します。

2 保険金額・保険料例

準記名式（名簿備付方式）か記名式のいずれかをご選択ください。

※「就業中のみの傷害危険補償（事業主・役員・従業員）特約」がセットされているため、被保険者となるには、就業中とそれ以外の区別ができることが必要となります。農業などに従事する方、住居と職場を同じくする個人事業主の方など「就業中」と「それ以外」の判別が困難な方は下記保険料例と異なるプランをご案内いたします。保険料等詳細はヤンマー保険サービス株式会社までお問い合わせください。

準記名式（名簿備付方式）

オペレーター・補助作業者名簿の契約者備付を前提に、業務を行う1日あたりの最高稼動人数をご申告いただきます。

例　オペレーター・補助作業者登録者20名のうち、1日に業務を行う最高稼働人数が5名の場合、5名分の保険料を適用します。

（注）「準記名式（名簿備付方式）」をご選択いただけるのは、ご契約者・被保険者（＝オペレーター・補助作業者）の関係が次の（例）の様なケースに限られます。実態に応じて「記名式」の契約しかお引受けできない場合がございますので、予めご了承願います。

（例）

契約者	被保険者（＝オペレーター・補助作業者）	補償範囲
農協等団体またはその管理者	産業用無人ヘリコプターの操縦を行う農協等団体の構成員全員	産業用無人ヘリコプター操縦業務（補助業務を含みます）従事中
農協等団体またはその管理者（被保険者の委託主）	契約者から産業用無人ヘリコプターの操縦を委託された者全員	
業として防除作業等を行う法人・個人	産業用無人ヘリコプターの操縦を行う契約者の従業員全員	

保険金額　1名あたり、保険料：1日あたりの最高稼働人数が5名の場合

			プラン ①	プラン ②
保険金額	傷害死亡・後遺障害保険金額		500万円	250万円
	傷害入院保険金日額		5,000円	4,000円
	傷害手術保険金		① 入院中に受けた手術の場合　傷害入院保険金日額×10 ② ①以外の手術の場合　傷害入院保険金日額×5	
	傷害通院保険金日額		3,000円	2,000円
一時払保険料	保険期間	1年	106,350円 （21,270円（1名）×5名）	68,150円 （13,630円（1名）×5名）
		6か月	53,250円 （10,650円（1名）×5名）	34,100円 （6,820円（1名）×5名）
		3か月	26,550円 （5,310円（1名）×5名）	17,050円 （3,410円（1名）×5名）

※ 上記は職種級別B（農薬散布作業者（産業用無人ヘリコプター操縦・補助を含む）等）の保険料です。
それ以外のご職業または最高稼動人数が5名以外の場合にはヤンマー保険サービスまでお問い合わせください。

※ 準記名式（名簿備付方式）のご契約は1日あたりの最高稼働人数が2名以上の場合からお引受することができます。

※ 一時払保険料は、「1名あたりの保険料」に「1日あたりの最高稼働人数」を乗じた額となります。

記名式

保険金額　1名あたり、保険料：被保険者人数が5名の場合

			プラン❶	プラン❷
保険金額	傷害死亡・後遺障害保険金額		500万円	250万円
	傷害入院保険金日額		5,000円	4,000円
	傷害手術保険金		①　入院中に受けた手術の場合　**傷害入院保険金日額×10** ②　①以外の手術の場合　**傷害入院保険金日額×5**	
	傷害通院保険金日額		3,000円	2,000円
一時払保険料	保険期間	1年	88,650円 （17,730円（1名）×5名）	56,800円 （11,360円（1名）×5名）
		6か月	44,650円 （8,930円（1名）×5名）	28,600円 （5,720円（1名）×5名）
		3か月	22,200円 （4,440円（1名）×5名）	14,200円 （2,840円（1名）×5名）

※　上記は職種級別B（農薬散布作業者（産業用無人ヘリコプター操縦・補助を含む）等）の保険料です。
　　それ以外のご職業または被保険者人数が5名以外の場合にはヤンマー保険サービスまでお問い合わせください。

※　記名式のご契約は被保険者人数が2名以上の場合からお引受することができます。

※　一時払保険料は、「1名あたりの保険料」に「被保険者人数」を乗じた額となります。

3　補償の内容

※印を付した用語については、9ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。
（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類（傷害保険金）	傷害死亡保険金　★傷害補償（標準型）特約
保険金をお支払いする場合	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合
保険金のお支払額	**傷害死亡・後遺障害保険金額の全額** （注1）　傷害死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 （注2）　既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺傷害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。
保険金をお支払いしない主な場合	• 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ • 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ • 自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ • 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ • 妊娠、出産、早産または流産によるケガ • 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ • 戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） • 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ • 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ • 原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※

（つづく）

（つづき）

保険金の種類（傷害保険金）	傷害死亡保険金　★傷害補償（標準型）特約
保険金をお支払いしない主な場合	• 入浴中の溺水※（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。） • 原因がいかなるときでも、誤嚥（えん）※によって発生した肺炎 • 下記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ • 乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ など （注）細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。 【補償対象外となる運動等】 山岳登はん(*1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(*2)操縦(*3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(*4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動 （*1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。）をいいます。 （*2）グライダーおよび飛行船は含みません。 （*3）職務として操縦する場合は含みません。 （*4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

保険金の種類（傷害保険金）	傷害後遺障害保険金　★傷害補償（標準型）特約
保険金をお支払いする場合	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が発生した場合
保険金のお支払額	**傷害死亡・後遺障害保険金額×約款所定の保険金支払割合（4%～100%）** （注1）政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 （注2）被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害※の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 （注3）同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 （注4）既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
保険金をお支払いしない主な場合	（傷害死亡保険金と同じ）

保険金の種類（傷害保険金）	傷害入院保険金　★傷害補償（標準型）特約
保険金をお支払いする場合	保険期間中の事故によるケガ※のため、入院※された場合 （以下、この状態を「傷害入院」といいます。）
保険金のお支払額	**傷害入院保険金日額×傷害入院の日数** （注1）事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院※に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。 （注2）傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。
保険金をお支払いしない主な場合	（傷害死亡保険金と同じ）

（つづく）

（つづき）

保険金の種類（傷害保険金）	傷害手術保険金　★傷害補償（標準型）特約
保険金をお支払いする場合	保険期間中の事故によるケガ※の治療※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術※を受けられた場合
保険金のお支払額	① 入院※中に受けた手術※の場合　**傷害入院保険金日額×10** ② ①以外の手術の場合　**傷害入院保険金日額×5** （注）1事故に基づくケガ※について、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガについて①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。
保険金をお支払いしない主な場合	（傷害死亡保険金と同じ）

保険金の種類（傷害保険金）	傷害通院保険金　★傷害補償（標準型）特約
保険金をお支払いする場合	保険期間中の事故によるケガ※のため、通院※された場合 （以下、この状態を「傷害通院」といいます。） （注）通院されない場合で、骨折、脱臼、靭（じん）帯損傷等のケガを被った所定の部位※を固定するために医師※の指示によりギプス等※を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。
保険金のお支払額	**傷害通院保険金日額×傷害通院の日数** （注1）事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院※に対しては傷害通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害通院の日数は90日が限度となります。 （注2）傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 （注3）傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。
保険金をお支払いしない主な場合	（傷害死亡保険金と同じ）

- 5ページおよび6ページに記載の保険料例には就業中のみの傷害危険補償（事業主・役員・従業員）特約がセットされますので、次に掲げるケガ※に限り、傷害保険金をお支払いします。

① ②以外の場合
被保険者が職業または職務に従事している間（通常の通勤途上を含みます。）のケガ

② 被保険者が企業等の役員または事業主である場合
次のアまたはイのいずれかに該当する間のケガ

ア 企業等の役員または事業主としての職務に従事している間（通常の通勤途上を含みます。）で、かつ、次のいずれかに該当する間
- 企業等の就業規則等に定められた正規の就業時間中（被保険者の休暇中を除きます。）
- 企業等の施設内にいる間および企業等の施設と企業等の他の施設との間を合理的な経路および方法により往復する間
- 取引先との契約、会議（会食を主な目的とするものを除きます。）等のために、取引先の施設内にいる間および取引先の施設と住居または企業等との間を合理的な経路および方法により往復する間

イ 被保険者に対し労災保険法等(*)による給付が決定されるケガが発生した場合の職務従事中および通勤中
(*)日本国の労働災害補償法令をいいます。

- すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは、宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

※印の用語のご説明

- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。
- 「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸（けい）椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。）をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行(*) または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
  (*)いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸（けい）部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
  「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
  「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
  「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
  「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
  ① 細菌性食中毒
  ② ウイルス性食中毒
  (*) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
- 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。
  - 長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱
  - 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分（中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。）。ただし、長管骨を含めギプス等※の固定具を装着した場合に限ります。
  - 肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限ります。
- 「後遺障害」とは、治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※を除きます。
- 「誤嚥（えん）」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
  ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(*1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
  ② 先進医療※に該当する診療行為(*2)
  (*1) ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
  (*2) ②の診療行為は、治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等※、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「先進医療」とは、手術※を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療※を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「入院」とは、自宅等での治療※が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。

総合補償制度

ご注意！必ずお読みください。

1 総合補償制度の新規契約について

「総合補償制度契約」に加入希望の方は、添付の「加入依頼票」に必要事項をご記入のうえ、ヤンマー保険サービス株式会社までFAXにてご送付願います。あらためて正式なお見積書と申込書をご送付いたします。

2 機体の事故補償の引受け等級について（動産総合保険）

事故の有無による翌年度お引受けおよび全損事故後の再契約に対しては下記の等級制度を適用します。

等級	保険料	縮小支払割合	削減率不適用特約の保険料
－2	376,000円	80%	94,000円
－1	376,000円	80%	94,000円
0	376,000円	80%	94,000円
1	376,000円	80%	94,000円
2	397,000円	80%	99,250円
3	418,000円	80%	104,500円
4	439,000円	80%	109,750円
5（新規）	460,000円	80%	115,000円
5（継続）	600,000円	80%	150,000円
6	740,000円	70%	185,000円
7	880,000円	60%	220,000円
8	1,080,000円	50%	270,000円
9	1,280,000円	45%	320,000円
10	1,480,000円	40%	セット不可
11	1,620,000円	35%	セット不可

前年度損害率	次年度等級
0%	1等級ダウン
0%超70%以下	等級据置
70%超150%以下	1等級アップ
150%超300%以下	2等級アップ
300%超1,000%以下	3等級アップ
1,000%超	4等級アップ

（注）本制度は今後変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

前契約が1年未満の場合、等級ダウンとはなりません。保険期間の途中で解約した場合や、満期更改時に保険を更改しなかった場合には、下記規定の範囲内で、等級の引継ぎを行います。詳しくは代理店・扱者までお問い合わせください。

- 新規加入時は5等級になります。（新規契約とは前契約がない契約です。）
- 継続契約の等級については前年度適用等級・前年度損害率により決定します。
- 前年度損害率は、満期日4か月前の応当日の属する月の末日を起点とした過去1年間の支払保険金、支払保険料から算出します。
  損害率(%)＝{保険金の支払算定期間中に支払われた機体事故保険金÷今年度機体保険料（動産総合保険料）}×100
- 支払保険金の計算・等級の決定は、機体ナンバーごとに行いますが、機体がそれまでとは全く関係のない第三者へ譲渡された場合、その機体は新たな契約を締結いただきます。（その場合は新規契約として5等級が適用されます。）
- 本総合補償制度の機体の事故補償に加入しており、かつ保険期間が満了または保険期間の途中で解約し、その後また新規で加入する場合は、満了・解約時の等級・損害率を継承します。ただし、解約後37か月を超えて新たに契約する場合は5等級が適用されます。
- 本制度と同内容の制度に加入の方の移行契約については継続契約と同様、前年度適用等級・前年度損害率により等級を決定します。他制度で加入時の証券または保険契約内容（等級、保険期間、保険料、機体購入年月、機体番号など）がわかるものをご提出ください。
- YF-390AXからYH-300,AYH-3への機体入れ替えの場合はYF-390AX契約での事故実績を反映させた等級が適用されます。

等級引継表

YF390AX	-2	-1	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
YH-300, AYH-3	-2	-1	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11

3 機体の事故補償の保険金のお支払方法（動産総合保険）

次の算式により計算した額をお支払いします。ただし、下記の修理費用・修理見積費用ともに保険金額が上限となります。なお、事故後の保険金額は、追加保険料なしで自動的に復元します。

支払保険金 ＝（修理費用―免責金額）×等級による縮小支払割合 ×（100％－支払保険金が削減される場合の削減率）

- 全損事故（修理不能）の場合も、修理費用を保険金額として、上記算式により保険金をお支払いします。
  全損事故により保険金をお支払いした場合は、機体の事故補償（動産総合保険）の現行のご契約は終了します。
- 修理せずに新たに同一機種を購入される場合は、その事故機について次の算式により計算した保険金をお支払いします。
  支払保険金 ＝（修理見積費用―免責金額）×等級による縮小支払割合 ×（100％－支払保険金が削減される場合の削減率）
  この場合、新たに購入した機体についてはあらためて機体の事故補償契約と保険料の支払が必要となります。その際等級は継承され、その事故機の支払保険金を、買い換え機体の支払保険金とみなして損害率を算出し、次年度の割増引等級を決定します。

4 ご解約について

機体の滅失・売却等で被保険利益を有さなくなり、ご契約の解約を希望される場合は代理店・扱者までお問い合わせください。

5 ご契約にあたっての注意事項

共通

- 保険契約者と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- ご契約いただいた後にお届けする保険証券（または保険契約証、保険契約継続証）は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
  また、ご契約手続から1か月を経過しても保険証券（または保険契約証、保険契約継続証）が届かない場合は、引受保険会社までお問い合わせください。
- このご案内は、「ヤンマー産業用無人ヘリコプター総合補償制度」の特徴を説明したものです。詳細は同時にお配りする各商品パンフレットをご覧ください。
  また、ご不明な点については代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または引受保険会社の社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店・扱者または引受保険会社の社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- 初回保険料を口座振替で払込みいただく場合、保険料は保険期間の開始する月の翌月に振り替えられますので、振替日の前日までに、ご指定の口座に必要な残高をご用意ください。万一、保険料の振替ができない場合には、保険金をお支払いしないことがあります。
- 初回保険料の引き落とし前に事故が発生した場合は、原則として、代理店・扱者または引受保険会社へ初回保険料を払い込んでください。引受保険会社にて初回保険料の払込みを確認させていただいた後、保険金をお支払いします。

機体の補償（動産総合保険）

- 保険契約者および被保険者（補償の対象者）には、ご契約時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めたもの（告知事項）について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、代理店・扱者には告知受領権があります（代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。）。
  保険申込書に記載された内容のうち、※印がついている項目が告知事項です。この項目が事実と違っている場合、または、事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。

●ご契約後、次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なく代理店・扱者または引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。なお、特殊な危険を補償する特約がセットされる場合には、次に掲げる通知事項が発生する前にあらかじめお申出いただくことが必要な場合があります。

【通知事項】

①保険の対象の用途を変更した場合
②保険の対象の主たる保管場所を変更した場合
③保険の対象の主たる保管場所の構造または用途（業種）を変更した場合
④保険の対象の補償地域（運送区間を含みます）を変更した場合

通知事項に掲げる事実が発生し、次に該当する場合には、ご契約の引受範囲外となるため、ご契約を解約していただきます。この場合において、引受保険会社の取り扱う他の商品でお引受できるときは、ご契約を解約した後、新たにご契約いただくことができますが、この商品と補償内容が異なる場合があります。

・ 保険の対象の主たる保管場所が日本国外となった場合

その他の注意事項

●ご契約後、次に掲げる事実が発生する場合もしくは発生した場合には、ご契約内容の変更等が必要となりますので、直ちに代理店・扱者または引受保険会社にご通知ください。

①保険の対象を売却、譲渡する場合
②保険証券記載の住所または電話番号を変更する場合
③ご契約後に保険の対象の価額が著しく減少した場合
④上記のほか、特約の追加等契約条件を変更する場合　等

・ 事故が発生した場合の手続きについては「動産総合保険パンフレット」をご覧ください。

保険会社破綻時等の取扱い

●引受保険会社の経営が破綻した場合など、保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。保険契約者が個人、小規模法人またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。
補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80％まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100％補償されます。

賠償責任補償（ヤンマー産業用無人ヘリコプター賠償責任補償特約）

●申込人または被保険者には、ご契約時に保険申込書（引受保険会社にこのご契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。）の記載事項について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、代理店・扱者には告知受領権があります（代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。）。
保険申込書に記載された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。

●ご契約後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合にはあらかじめ（事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく）代理店・扱者または引受保険会社にご通知ください。
ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

・ 保険の対象（施設・業務等）に変更（追加および削除を含みます。）が生じる場合
・ ご契約時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

また、ご契約後、次に該当する事実が発生する場合には、ご契約内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく代理店・扱者または引受保険会社にご通知ください。

・ ご住所の変更等、保険証券に記載された事項を変更する場合
・ 特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。

●この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようにご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

保険会社破綻時等の取扱い

- 損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。
- この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80％まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100％補償されます。
- また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

オペレーター・補助作業者傷害保険（団体総合生活補償保険（標準型））

- 保険契約者、被保険者（補償の対象者）には、ご契約時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めたもの（告知事項）について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、代理店・扱者には告知受領権があります（代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。）。
  保険申込書に記載された内容のうち、※印がついている項目が告知事項です。この項目が、故意または重大な過失によって事実と異なっている場合、または、事実を記入しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、保険申込書の記入内容を必ずご確認ください。
- ご契約内容が変更となる場合には、事前に代理店・扱者または引受保険会社へご通知ください。特に次に掲げる変更についてご通知がない場合、変更後の事故については保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
  ①保険証券記載の職業・職務を変更した場合
  ②被保険者数が増員または減員となる場合（準記名式の場合）

保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡

- 保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- 満期日時点でこの保険の引受範囲外となった場合や保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

保険金のご請求時にご提出いただく書類

- 被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
  【ご提出いただく書類】
  以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの
  - 引受保険会社所定の保険金請求書
  - 引受保険会社所定の同意書
  - 事故原因・損害状況に関する資料
  - 被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、健康保険証（写）　等）
  - 引受保険会社所定の診断書
  - 診療状況申告書
  - 公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書
  - 死亡診断書
  - 他から支払われる保険金・給付金等の額を確認する書類
  - 被保険者であることを確認するための書類（保険契約者備付名簿（写）、被保険者数兼被保険者証明書、被保険者証明書（兼事故証明書）、請負契約書（写）、発注者（写）　等）

  事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

保険金支払いの履行期

- 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(※1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(※2)を終えて保険金をお支払いします。(※3)

（※1）保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

（※2）保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

（※3）必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

代理請求人について

- 高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(※)等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

  また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

（注）① 「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(※)」
② 上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
③ 上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者(※)」または「上記②以外の3親等内の親族」
（※）法律上の配偶者に限ります。

- 柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

契約内容登録制度について

- お客さまのご契約内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- 次のいずれかに該当する場合、ご契約いただける傷害死亡・後遺障害保険金額は、「同種の危険を補償する他の保険契約等」(※)と通算して、被保険者1名につき1,000万円が上限となりますのでご注意ください。

  ①始期日時点で被保険者が満15才未満の場合
  ②保険契約者と被保険者（満15才以上）が異なる場合で、その被保険者の同意（署名）が引受保険会社所定の書面にないとき

- 「同種の危険を補償する他の保険契約等」(※)がある場合は、保険申込書等の「他の保険契約等」欄に必ずご記入ください。

（※）「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、被保険者が同一であり、GKケガの保険、団体総合生活補償保険等の身体のケガに対して保険金が支払われる他の保険契約等をいい、積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

準記名式（名簿備付方式）について

- 契約者が被保険者（補償対象者）の名簿を備え付けていただくことを条件に、契約時に被保険者数のみをご通知いただく方法です。契約時に被保険者（補償の対象者）全員を記名していただく必要がなく、期中で従業員の入れ替わりがあっても人数に変更がない限り、ご通知いただく必要はありません。（入れ替わりのあった場合は、備付名簿の書き換えを行ってください。）本制度では、保険契約者と一定の関係にある者のうち、補償する危険を時間的・場所的に限定し、その1日あたりの最高稼動人数（被保険者数）で補償する「準記名式契約（一部付保）（同一保険金額）特約」の契約方式を採用しております。なお、その場合の保険料は、「記名式」に比べ割増となります。
- 被保険者（補償の対象者）のご年令によりお引き受けできない場合がありますのであらかじめご了承ください。

経営破綻した場合等の保険契約者の保護について

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- 損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

保険金、解約返れい金等は80％まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100％補償されます。

6 お問い合わせ先

保険ご契約・ご解約等の相談窓口

- **ヤンマー保険サービス株式会社　本社（営業時間：9：00～17：40　土・日曜、祭日および弊社所定の休業日を除く）**
  〒530－0014　大阪府大阪市北区鶴野町1－9　梅田ゲートタワー5F
  TEL：06－6376－6275
  FAX：06－6376－0687

事故発生時の保険会社事故受付窓口（上記営業時間外の場合）

- **三井住友海上火災保険株式会社　事故受付センター（24時間365日体制）**
  0120－258－189（無料）
  ※IP電話等、フリーダイヤルをご利用いただけない場合は、以下の電話番号にご連絡をお願いいたします。
  0476－31－3644（有料）

このご案内は保険の特徴をご説明したものです。詳細は各商品のパンフレットや重要事項のご説明をご覧ください。

代理店・扱者

ヤンマー保険サービス株式会社
〒530-0014
大阪市北区鶴野町1-9　梅田ゲートタワー5F
TEL：06-6376-6275　FAX：06-6376-0687

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社
関西企業営業第四部第一課
〒540-8677
大阪市中央区北浜4-3-1　三井住友海上大阪淀屋橋ビル
TEL：06-6233-1504

B23-900295　承認年月：2023年5月

ヤンマー保険サービス株式会社　行　FAX:06－6376－0687

ヤンマー産業用無人ヘリコプター(AYH－3)総合補償制度　加入依頼票

総合補償制度に加入希望の方は、本紙をヤンマー保険サービス株式会社までFAX願います。
改めて正式なお見積書と保険申込書をご送付いたします。

保険契約者	住所	〒　　－		
	契約者名	フリガナ		TEL　(　　) 携帯　(　　) FAX　(　　)
担当連絡先	送付先	〒　　－		
	担当者	所属	お名前	TEL　(　　) FAX　(　　)
所有者名	※ 機体の所有者が加入者と異なる場合のみご記入ください(リース契約など)		様	
保険の対象	機体番号		出荷年月	

1. 機体の事故補償(動産総合保険)

☐ 加入する　☐ 加入しない

保険金額(散布装置含む)	**1,050万円** (新規購入の場合の保険金額であり、メーカー出荷からの経過年数に応じて変更されます)
免責金額等	1回目の事故　:30万円 2回目以降の事故:100万円 縮小支払割合:80% (等級を引継ぐ場合はその等級に応じた縮小支払割合となります)

保険料請求書	☐ 必要　☐ 不要
機体は入れ替えですか？	☐ いいえ ☐ はい → ☐ YH300　☐ AYH-3 旧機体番号＿＿＿＿＿＿

2. 賠償責任補償(ヤンマー産業用無人ヘリコプター賠償責任補償特約)

☐ 加入する　☐ 加入しない

【基本補償】
支払限度額　＜身体障害＞1名:2億円／1事故:5億円　＜財物損壊＞1事故:2,000万円
免責金額　1事故:3万円

【特定危険補償特約】
支払限度額　＜身体障害・財物損壊共通＞　1事故:5,000万円　保険期間中:5,000万円
免責金額　1事故:2万円

3. オペレーター・補助作業者の補償(団体総合生活補償保険(標準型))

☐ 加入する　☐ 加入しない

契約方式	☐ 準記名式(名簿備付、最高稼動人数方式) ☐ 記名式(被保険者を指定する方式)	保険期間	☐ 1年　☐ 6か月　☐ 3か月
		人数	名　(準記名式の場合は1日の最高稼動人数)
		プラン	☐ プラン❶　☐ プラン❷
		その他	保険金額、保険料等自由に設計可能です。パンフレットの設定以外のご加入をご希望される場合はその旨ご記入ください。

他の保険契約等

この保険契約で保険金のお支払対象となる損害を補償する他の保険契約等がある。
(ありのときは下欄に記入。記入がない場合は「なし」となります。)

保険会社	
保険種類	
保険金額・支払限度額	

過去3年間における事故	☐ なし ☐ あり(回数　　回)

お問い合わせ先　ヤンマー保険サービス株式会社
〒530-0014　大阪市北区鶴野町1－9　梅田ゲートタワー5階
TEL:06－6376－6275　FAX:06－6376－0687